

西知多医療厚生組合告示第 9 号

西知多医療厚生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書結果の縦覧等の手続に関する条例（以下、条例という。）に基づき、西知多医療厚生組合衛生センターの「し尿処理施設処理システムの変更に伴う生活環境影響調査書」を作成したので、条例第 3 条の規定に基づき次のように告示する。

令和 8 年 1 0 月 5 日

西知多医療厚生組合管理者 花 田 勝 重

1 施設の名称

西知多医療厚生組合衛生センター

2 対象施設の設置の場所

知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2

3 対象施設の種類

一般廃棄物処理施設（し尿処理施設）

4 対象施設において処理する一般廃棄物の種類

生し尿、浄化槽汚泥

5 対象施設の処理能力

現有施設：1 0 0 KL/日（生し尿 2 5 KL/日、浄化槽汚泥 7 5 KL/日）

計画施設：6 5 KL/日（生し尿 4 KL/日、浄化槽汚泥 6 1 KL/日）

6 実施した生活環境影響調査書の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質

7 縦覧の場所及び期間等

(1) 縦覧場所

西知多医療厚生組合総務部衛生センター（知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2）

東海市環境経済部生活環境課（東海市中心一丁目 1 番地 東海市役所内）

東海市リサイクルセンター（東海市荒尾町奥山 1 0 番地の 4 8）

知多市環境経済部環境政策課（知多市緑町 1 番地 知多市役所内）

(2) 縦覧期間

令和8年（2026年）10月5日（月）から令和8年（2026年）11月
4日（水）までの開庁日

(3) 縦覧時間

午前9時00分から午後4時00分まで

8 意見書の提出

調査書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、組合に対し、意見を
書面により提出することができます。

9 調査書に対する意見書の提出期限、提出先、提出方法その他意見書の提出に必要な事項

(1) 意見書の提出期限

令和8年（2026年）11月18日（水）

なお、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付けるものと
します。

(2) 意見書の提出先

西知多医療厚生組合施設管理課

知多市三反田3丁目1番地の2（郵便番号478-0006）

(3) 意見書の提出方法

- ・ 窓口：西知多医療厚生組合施設管理課
- ・ 郵便：〒478-0006 知多市三反田3丁目1番地の2
西知多医療厚生組合施設管理課 あて
- ・ Eメール：eisei@nishichita-aichi.or.jp